

# 塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関する ガイドライン

平成29年11月	策定
令和元年6月	改訂
令和2年12月	改訂
令和4年4月	改訂

塩尻市

(目的)

第1 このガイドラインは、再生可能エネルギーの円滑な利用を図るため、市の区域内において再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の新設、増設、改修又は廃止（以下「設置等」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）が、市、自治会並びに住民及び近隣地権者等（以下「住民等」という。）に対して計画の概要を明らかにすること及び設備の設置等に当たり配慮すべきことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象設備)

第2 次に掲げる発電設備を対象とする。

- (1) 風力発電設備（20kW以上）
- (2) 小水力発電設備（20kW以上）
- (3) その他の再生可能エネルギー（太陽熱などの自然界に存在するエネルギー）を利用した発電設備（10kW以上）

(対象地域)

第3 本市の区域内全域を対象とする。ただし、発電設備の設置等を行う区域が本市の区域外であっても住民等に影響を及ぼす恐れがある場合は、このガイドラインに沿った調整事項等を行うよう事業者を求めるものとする。

(調整事項等)

第4 事業者は、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行うよう努めるものとする。なお、事業用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて慎重に検討を行うものとする。

- (1) 発電設備の設置等に当たり配慮すべき事項

ア 関係法令を遵守すること。

イ 資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」等に従って適切に発電事業を行うこと。

ウ 雨水等を敷地内で有効に処理できる設備とし、雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。

エ 急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。

オ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。

カ 設置場所の気象状況等を勘案した設計とすること。

キ 周辺の景観に配慮すること。

ク 生活環境へ配慮すること。

ケ 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

コ 事業を廃止した時は、速やかに発電設備を撤去すること。

(2) 事業者は、設置等により周辺環境への影響が認められた場合は、速やかに改善のための措置を講ずること。

(事前届)

第5 事業者は、発電事業を行おうとするときは、その計画を作成した時点で、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事前届（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(説明会の実施)

第6 事業者は、住民等に対して次に掲げる事項を説明し、意向を把握し、及び理解を得るため、説明会を実施しなければならない。

- (1) 発電設備の設置工事の内容
- (2) 防災、雨水処理、環境保全及び景観保全の対策
- (3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画
- (4) 設置後の災害等の非常時における対処方法
- (5) 撤去及び処分の計画

2 事業者は、第5の事前届を提出後、直ちに前項の説明会を実施するものとする。

3 事業者は、説明会出席者及び住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、出された意見や要望は、事業計画に取り入れるよう努めなければならない。

4 事業者は、説明会の実施後において、住民等から再度説明を求められたときは、これに応じ、住民等との間で十分な話し合いの機会を設けるものとする。

5 事業者は、説明会を実施したときは、説明会経過報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出すること。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会の状況写真
- (3) 出席者名簿の写し
- (4) 会議録

(住民等と事業者で締結する協定)

第7 説明会終了後、より安心な合意形成を図るため、住民等からの要望により、別紙1を参考にした協定を締結することができる。

(市と事業者で締結する協定)

第 8 説明会終了後、市長と事業者で別紙 2 により協定書を締結するものとし、工事着手は協定締結後に行うものとする。

2 事業者は、発電設備を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、譲渡する者に対し、前項の協定書の効力を承継させなければならない。

(設置届)

第 9 事業者は、第 6 の規定による住民等への説明、第 8 の規定による協定の締結並びに関係法令に定める必要な措置及び手続きの後、発電設備の設置工事（樹木伐採や整地、資材搬入など発電設備の設置を前提とした行為を含む。）に着手する 30 日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置届出書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

(開始届)

第 10 事業者は、発電設備の設置等が完了し、運転を開始したときは、開始から 30 日以内に、再生可能エネルギー発電設備運転開始届（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

(変更届)

第 11 事業者は、事業を変更し、若しくは中止し、又は保守点検責任者等を変更する場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

(設置後の現況報告)

第 12 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、発電設備及び事業区域の現況について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市長から現況報告書を求められたときは、速やかに回答しなければならない。

(非常時の発電設備の管理等)

第 13 事業者は、自然災害の発生又は発電設備の不具合により、発電設備が故障し、又は第三者への被害をもたらすおそれがある場合は、発電設備の点検を行い、事故防止に努めなければならない。

2 事業者は、発電設備が故障した場合又は第三者への被害が発生した場合は、直ちにその旨を市長及び住民等に連絡し、被害防止拡大のための措置を講じなければな

らない。

- 3 事業者は、非常時の対応を迅速に行うため、及び周辺環境への配慮を行うため、草刈り等を定期的に行うなど、適正に管理しなければならない。

(撤去届)

第14 事業者は、発電事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備撤去届（様式第6号）を市長に提出し、発電設備を速やかに撤去しなければならない。

- 2 前項の撤去届には、撤去後の当該用地の管理方法について記載するものとする。

(助言又は指導)

第15 市長は、このガイドラインの施行に関し必要な限度において、事業者の同意を得て関係職員等を事業地内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

- 2 市長は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

(市の施策への協力)

第16 事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

- 2 事業者は、設置した設備の発電量等の数値について、市長が求める場合には報告するよう努めるものとする。

(ガイドラインの見直し)

第17 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

附 則（平成29年11月6日施行）

このガイドラインは、平成29年11月6日から施行し、同日以後に設置等する設備から適用する。

附 則（令和元年6月12日施行）

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和元年6月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 このガイドライン施行の際、この改訂による改正前のガイドラインの規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則（令和2年12月1日施行）

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの施行の日前に行われた住民等に対する説明会は、改正後のガイドライン第6の規定により実施した説明会とみなすことができる。

附 則（令和4年4月1日施行）

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る事前届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

発電設備の設置を計画したので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 設備名称	
2 設置予定地	
3 敷地面積	m <sup>2</sup>
4 設備規模	kW
5 施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6 稼働開始予定日	年 月 日
7 事業説明会予定日	年 月 日（場所： ）
8 事業者	部署名： 担当者名： TEL： E-Mail：
9 施工業者	部署名： 担当者名： TEL： E-Mail：
10 関係書類	<input type="checkbox"/> 設備計画の概要（内容、事業計画、スケジュール等） <input type="checkbox"/> 設置予定地の位置図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 施設配置図 <input type="checkbox"/> 会社概要 <input type="checkbox"/> 土地の登記簿謄本の写し <input type="checkbox"/> 雨水排水計画 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6関係）

説明会経過報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

住民等への説明経過について、次のとおり報告します。

1 開催日時	年 月 日（ ） ： ～ ：
2 開催場所	
3 出席者	住民等： 説明者：
4 説明内容	
5 質疑等 （事業者の回答を 含む）	
6 その他	
7 記録者	

用紙が不足する場合は、別紙の添付も可能



様式第3号（第9関係）

再生可能エネルギー発電設備設置届出書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

発電設備の設置に着手するので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 認定設備 ID	
2 設備名称	
3 所在地	
4 敷地面積	m <sup>2</sup>
5 設備規模	kW
6 予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
7 稼働開始予定日	年 月 日
8 現場責任者	住 所： 氏 名： 連絡先：
9 事前届からの 計画変更	有 ・ 無

様式第4号（第10関係）

再生可能エネルギー発電設備運転開始届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

発電設備の運転を開始するので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 設備名称	
2 所在地	
3 敷地面積	m <sup>2</sup>
4 設備規模	kW
5 運転開始日	年 月 日
6 保守点検責任者	住所： 氏名： 連絡先：

様式第5号（第11関係）

再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

発電設備の設置等に係る事業を（変更・中止）したので、次のとおり届け出ます。

1	設備名称	
2	所在地	
3	変更の概要	変更前
		変更後
4	変更理由	

様式第6号（第14関係）

再生可能エネルギー発電設備撤去届

年 月 日

（あて先）塩尻市長

届出者 住所（法人の場合は所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

発電事業を終了するので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 設備名称	
2 所在地	
3 敷地面積	m <sup>2</sup>
4 設備規模	kW
5 現場責任者	住所： 氏名： 連絡先：
6 事業終了予定日	年 月 日
7 予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
8 発電設備の撤去 及び処分の方法	
9 撤去後の土地利用 方法	

再生可能エネルギー発電事業に関する協定書（素案）

〇〇区長〇〇（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する再生可能エネルギー発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

事業の種類 〇〇発電事業（〇〇発電施設の設置と管理）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 出力〇〇キロワット

協定対象期間 〇年〇月〇日（協定締結の日）から事業の終了後、原状回復まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、事業に着手しようとするときは、あらかじめ、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、工事が完了したときは、速やかに、甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の廃止）

第6条 乙は、事業を廃止しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に廃止の詳細について協議するものとする。

別紙1

(継承に係る措置)

第7条 乙は、事業の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の効力を当該第三者に継承するものとする。

(協定の存続)

第8条 事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

(疑義等の処理)

第9条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

○年○月○日

甲 住 所  
区 名  
職 氏 名 印

乙 住 所  
事業者名  
職 氏 名 印

別紙 1

---

(改ページ)

---

別紙 (○年○月○日 確認)

(以下、甲乙間で取り決めの事項を記載)

1

2

3

再生可能エネルギー発電事業に関する協定書（素案）

塩尻市長（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する再生可能エネルギー発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は乙が塩尻市内において実施する再生可能エネルギー発電事業の適正な推進を図ることを目的とする。

（本協定の期間）

第2条 甲及び乙が本協定を解除することを別途書面にて合意する場合を除き、本協定の期間は、本協定締結の日から本事業の終了時までとする。

2 本事業の終了時とは、乙が本事業に関する施設の全て（以下「発電施設」という。）を適正に撤去及び処分し、事業跡地について緑化等の原状回復を完了した時点とする。

（乙の責務）

第3条 乙は、発電施設を適正に維持管理し、本事業の円滑な推進、本事業に伴う環境影響の低減及び災害発生の未然防止に努めるとともに、発電施設による発電を終了した場合は、速やかに発電施設を撤去し、土地所有者と協議の上、早期の緑化の実施等に努め、可能な限り原状回復を図らなければならない。

2 乙は、本事業を誠実かつ主体的に遂行し、放棄せず、かつ、甲による事前の承諾なく、本事業以外の事業を行ってはならない。

（情報の開示等）

第4条 乙は、別紙の定めに従い、甲に対して本事業及び乙自身に関する情報の報告又は開示を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲が合理的に必要と認めた場合には、甲は、乙に対し、本事業の計画、実績、財務状況その他本事業に関連する事項につき、報告資料の作成及び提出を求めることができる。

3 乙は、前項の求めを拒否すべき合理的な理由のない限り、甲の請求に基づき、都度速やかに、資料を作成し、これを甲に提出するものとする。

（当事者間の協力）

第6条 甲及び乙は、本事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、本事業が適正かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。



## 別紙 2

### (住民説明等)

第7条 乙は、工事の実施等に係る地元調整等を自らの責任において適切に行うものとし、周辺住民その他の利害関係者等から、本事業に関し説明や視察等の要望があった場合は、誠実に対応するものとする。

2 乙は、その事業活動に伴って発生する生活環境上の影響及び災害の防止に関する措置について、市民等から苦情を受けたときは、誠意をもってその解決に努めるものとする。

### (法令等の遵守)

第8条 乙は、本事業に関する塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドラインその他の関連する法令（以下「法令等」という。）の規定を遵守しなければならない。

2 乙は、法令等に基づき甲が行う立入検査及び報告の徴収に協力するとともに、甲が法令等に基づく勧告、指導、命令等を行った場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、本事業について、法令等違反の状態となった場合は、速やかに当該法令等違反の状態の解消のために必要な措置を講じるものとする。

4 甲は、第2項に定める法令等に基づく報告のほか、必要があると認めるときは、乙が行った環境の保全又は災害の防止のための措置の内容、調査・測定の結果その他の環境保全活動の内容等について報告を求めることができる。

### (事故時の措置)

第9条 乙は、生活環境の保全及び災害の防止に重大な影響のある事故その他の緊急事態に対処するため、設備を整備し、その事業に従事する者を訓練し、及び対応手順を確立しなければならない。

2 乙は、重大な事故又は損傷等の事故が発生し、生活環境の保全及び災害の防止に重大な支障が生じたとき、又はそのおそれがあると認められるときは、ただちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとする。

3 前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙はこれに従うものとする。

### (違背時の対応)

第10条 甲は、乙が本協定に定める事項を履行しないとき、又はそのおそれがあると認めるときは、乙に対し必要な勧告を行うことができるものとし、乙はそれに応じるものとする。

2 甲は、乙が前項の勧告に応じないときは、乙に対し、必要な措置を講ずることを指示するものとし、乙はこれに応じなければならない。

3 甲は、前項に係る一連の経過について公表することができる。

## 別紙2

4 甲は、乙が下記のいずれかに該当したと認めるときは、第1項の勧告を行うことなく、第2項に規定する措置を講ずることを指示することができるものとし、乙は甲の指示に応じなければならない。

(1) 虚偽の報告を行ったとき

(2) 故意又は重大な過失により本協定に定める事項を履行しなかったとき

5 甲は、前項に係る違反行為及び甲が行った指示の内容について公表するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、本事業若しくはその持分の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は担保に供するときには、甲に対して事前に報告するとともに、本協定を当該第三者に承継させることを約するものとする。

(表明保証)

第12条 乙は、甲に対して、次の各号に掲げるすべての事項が真実かつ正確であることを表明及び保証するものとする。

(1) 乙が日本の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であること。

(2) 現在暴力団に該当せず、次に掲げるいずれにも該当せず、また、将来にわたって該当するおそれもないこと。

ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること。

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員、出資者又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(守秘義務)

第13条 甲は、本協定に定める場合を除き、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、乙から開示された情報（乙及びそのグループ企業の財務情報等を含む。）を、本協定の履行の目的以外に使用し、及び第三者に提供してはならず、また公表、宣伝その他開示しないものとする。

(疑義等の処理)

第14条 甲及び乙は、本協定に関して疑義が生じたとき又は本協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

別紙 2

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を所持する。

○年○月○日

甲 住 所  
氏 名 印

乙 住 所  
事業者名  
職 氏 名 印